

環境省政策評価結果の政策への反映状況

－ 目 次 －

1. はじめに
2. 平成 19 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
3. 事前評価結果（平成 19 年 10 月から平成 20 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 規制関連

1. はじめに

- (1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、国民の視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成14年4月施行。以下「法」という。）に基づき、政策評価を実施することとされている。また、平成17年12月16日に「政策評価に関する基本方針」が改定され、政策評価と予算等との連携を強化することとされた。

以上の状況を受け、環境省においては、政策評価基本計画を改定したほか、施策体系を抜本的に見直し、「9施策—40目標」に再編し、平成18年度施策の評価から、新しい施策体系のもとで実施している。

具体的な施策は次のとおり。

- 施策 1 地球温暖化対策の推進
- 2 地球環境の保全
- 3 大気・水・土壌環境等の保全
- 4 廃棄物・リサイクル対策の推進
- 5 生物多様性の保全と自然との共生の推進
- 6 化学物質対策の推進
- 7 環境保健対策の推進
- 8 環境・経済・社会の統合的向上
- 9 環境政策の基盤整備

- (2) 政策評価の結果は、次年度の予算要求等政策へ適切に反映することが重要であり、法第11条の規定に基づき、以下のとおり評価結果の概要と政策への反映状況を取りまとめた。

なお、取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまで（平成19年10月から平成20年9月まで）の間に、総務省に提出、公表した政策評価書である。

- 平成19年10月23日 公共事業に関する事前評価書（平成19年度第1回）を総務省に提出、公表
- 平成20年3月28日 公共事業に関する事前評価書（平成19年度第2回）を総務省に提出、公表
- 平成20年7月16日 公共事業に関する事前評価書（平成20年度第1回）を総務省に提出、公表
- 平成19年10月11日 規制に関する事前評価書（平成19年度第2回）を総務省に提出、公表
- 平成20年3月3日 規制に関する事前評価書（平成19年度第3回）を総務省に提出、公表
- 平成20年3月10日 規制に関する事前評価書（平成19年度第4回）を総務省に提出、公表

○平成 20 年 8 月 29 日 平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）を総務省に提出、公表

（参考） 環境省政策評価基本計画（平成 20 年 4 月改定）の概要

計 画 期 間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間。

事前評価の対象等：法施行令第 3 条第 1 項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。

事後評価の対象：環境省の政策の全てを対象。

政 策 へ の 反 映：評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構・定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用。

2. 平成19年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 (1) 総括表

(単位:件)

分類	平成21年度予算要求へ反映した件数						平成21年度機構・定員要求へ反映した件数			施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)				
		評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止										
施策等を対象に評価	11	2	9	9	0	0	8	3	8	6	5	4	4

(注)

- 「評価対象政策の重点化等」とは、施策に含まれる個別事業の一部を縮小、中止等の見直しを行うとともに、新たな事業の実施や他の事業を充実する等により改善を行ったもの。
- 上記件数の中には実績評価方式による事後評価及び事業評価方式による事後評価(成果重視事業)の両方が含まれている。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況								
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)	
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止											
2	地球環境の保全	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。	<p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) ○「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。 ○砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。 ○南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成17年6月採択)への対応、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討、国内担保法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。 (国際的な貢献と連携・国際協力) ○グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。 ○アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。 (研究調査) ○衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。</p> <p>○地球環境分野の調査研究について、行政として研究してほまいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題への研究資源の配分を強化し、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) ○違法伐採対策の民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。 ○砂漠化適応策の手法検討を行う。 ○南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。 (国際的な貢献と連携・国際協力) ○引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。 ○クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。 ○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。 ○地域環境協力及び地球温暖化対策に係る二国間協力体制について強化するため、定員要求を図る。 (研究調査) ○地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。 ○地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員要求を図る。</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
3	大気・水・土壌環境等の保全	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	<p>【水環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質状況の実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討が必要。また、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質に対応するため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法の検討が必要。 ○湖沼の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な保全対策、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献、皇居外苑濠等身近な水辺環境の改善のための取組等。 ○閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の円滑な実施等。 ○有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を着実に進めるための、関係省庁との密接な連携。 ○気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響の緩和施策のあり方について検討が必要。 	○	○	○				○	○	○		<p>【水環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング及び公定分析法の検討、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組、皇居外苑濠等の身近な水環境改善に向けた検討等の実施。 ○第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制等の実施に向けた、汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応、カキ礁等有する海域浄化機能の定量化の検討。 ○関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。 ○気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等		
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)		第169回 (H20.1.18)	
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	<p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。 ○種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。 ○鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進。 ○渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録、保全等の推進。 ○カルタヘナ議定書の第5回締約国会議におけるホスト国としての対応。 ○特定外来生物の国内への侵入防止や防除のさらなる推進。 <p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。 ○動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参画自治体の増加及び適正譲渡の推進。 ○動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。 ○動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及の強化。 ○ペットフードの安全性の確保のための、必要な基準・規格及び体制の整備。 	○	○	○								<p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。 ○トキの野生復帰に向けた試験放鳥の開始、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。 ○鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、平成20年4～5月に十和田湖等において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた体制を整備するなど野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。 ○ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。 ○カルタヘナ議定書の第5回締約国会議への対応を進める。 ○特定外来生物の国内への侵入防止の実施に必要な体制整備及び防除事業の実施を進める。 <p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。 ○再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10増加の46自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。 ○マイクロチップを始めとする個体識別措置のより一層の普及を図る。 ○ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民へのより一層の周知、普及啓発を図る。 ○ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」の実施に必要な体制整備として定員要求(2人)を行う。また、適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成等を通じ、ペットフードの安全性の確保を促進するための新規予算要求を行う。 ○犬及びねこの殺処分数を半減させるため、自治体による動物収容施設の新・改築や、譲渡のための専用スペース設置を支援する。 ○動物愛護管理法及びペットフード安全法を効率的かつ効果的に執行するため、一元的に所管する室(動物愛護管理室)の機構要求を行う。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映			⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	<p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。 ○地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。 ○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。 ○温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。 ○温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。 	○	○	○	○	○	○	○				<p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達が感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。 ○平成20年4月エコツーリズム推進法の施行、エコツーリズム推進基本方針の閣議決定を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。 ○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。 ○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等を整備する。 ○温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査の継続実施や大深度掘削泉からの湯湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)	
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止												
6	化学物質対策の推進	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	<p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。 ○UNEP等において地球規模の有害金属汚染問題への対応が課題。 ○関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神栖市における緊急措置事業について引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制の整備が必要。 ○神栖市の事案について、地下水汚染地域の一部拡大が認められることから、モニタリング孔配置の見直し、高濃度汚染地下水に係る対策が必要。 ○平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における環境調査の実施。 ○千葉市の事案について、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査が必要。 ○ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明。 	○	○	○		○	○				<p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。 ○BAT(利用可能な最良技術)の策定等により、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。 ○中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神栖市における緊急措置事業において、新たに小児支援体制を整備するほか、高濃度汚染地下水に係る対策を実施する。 ○神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。 ○寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。 ○千葉市の事案について、物理探査調査を実施し、毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点が確認された場合、掘削確認調査実施に向けた技術的検討を行う。 ○ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。
7	環境保健対策の推進	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。 ○幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。 <p>【水俣病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。 ○公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国家賠償請求訴訟やその他の訴訟への対応。 ○水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。 ○水俣病経験の国内外へへの更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。 	○	○	○				○			<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。 <p>【水俣病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。 ○公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。 ○水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映			⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
7	環境保健対策の推進		<p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>○救済法の緊急見直しによる施行後未申請死亡者対応</p> <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <p>○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。</p> <p>○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、化学物質の複合影響に関する調査研究の一層の推進。</p> <p>○WHOの電磁界に関する総合評価について、一般国民に対する普及啓発。</p> <p>熱中症・紫外線に関する更に広い普及啓発。</p>	○	○	○				○				<p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。</p> <p>○平成20年度以降、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、石綿ばく露の疫学的解析調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <p>○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。</p> <p>○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。</p> <p>○健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症シンポジウムの開催や熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。</p>
8	環境・経済・社会の統合的向上	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。	<p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>○事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となるような金融グリーン化の促進。</p> <p>○より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応。</p> <p>○環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境の情報提供方法の検討。</p> <p>○引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、環境税についても検討。</p> <p>○契約類型の追加を含む、更なる環境配慮契約の促進。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進。</p>	○	○	○				○			○	<p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>○環境配慮促進法に向けた調査や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。</p> <p>○地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。</p> <p>○古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、検証可能な基準の作成、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。(定員要求2名増)</p> <p>○環境配慮の向上に資するような税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。</p> <p>○より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進策。</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価					
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回(H18.1.20)	第166回(H19.1.26)	第169回(H20.1.18)			
	(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
その他（成果重視事業の事業評価）	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の円滑な運用による特定外来生物の飼養等の適正化と防除の推進。	本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、地方環境事務所及び農林水産省とも共有できるデータベースとして機能している。また、特定外来生物の種によっては、新機能追加により入力・出力に係る労力を大きく削減できている。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが外来生物の飼養者である一般国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務の課題ではないが、電子申請の割合を10%確保するに当たって、大きな課題となっている。	○	○										本システムの安定的な運用を図る。 電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、想定されるものは全て電子申請に対応しており、電子認証が普及した際には円滑な業務遂行が図られると期待される。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価					
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第164回 (H18.1.20)	第166回 (H19.1.26)	第169回 (H20.1.18)			
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止														
その他（成果重視事業の事業評価）	個体識別措置推進事業	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。	マイクロチップに関する課題・分析調査、行政・獣医師等を対象とした技術講習会の実施、実証事業、全国の地方環境事務所等へのマイクロチップリーダーの配備等を行い、個体識別措置の実施体制の整備については着実な進展があった。 一方、個体識別措置の登録頭数については、平成18年度から19年度にかけて倍増しており、今後も加速度的な増加が期待されるものの、目標年度（H22年度）における目標達成への見通しは明るいとまでは言えない。今後も一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのさらなる普及啓発等による、普及率向上のペースアップが必要である。	○	○										理込み技術マニュアルやパンフレットの配布、講習会の開催等により、個体識別措置の実施体制の整備を更に進める。特に、地区限定のモデル事業の実施等でより具体的な効果、課題をとりまとめ、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を実施する。

3. 事前評価結果(平成19年10月から平成20年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1)-1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
リサイクルプラザ整備事業 静岡県静岡市	H20.3	19-22	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
ごみ処理施設整備事業 愛知県岡崎市	H20.3	19-23	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
最終処分場整備事業 愛知県財団法人愛知臨海環境整備センター	H20.3	20-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
リサイクルプラザ整備事業 山口県周南市	H20.3	19-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター整備事業) 秋田県仙北市	H20.3	19-20	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター整備事業) 茨城県常陸太田市	H20.3	19-20	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業)及びマテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 栃木県那須地区広域行政事務組合	H20.3	18-20	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業)及びマテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 埼玉県川越市	H20.3	19-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
最終処分場再生事業 富山県射水市	H20.3	19-21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の再生。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
リサイクルセンター整備事業 石川県小松市	H20.3	18-19	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。

事業主体名	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
熱回収施設及びリサイクルセンター整備事業 岐阜県南濃衛生施設利用事務組合	H20.3	17-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設等)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
最終処分場整備事業 岐阜県多治見市	H20.3	19-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業) 静岡県磐田市	H20.3	19-22	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業) 三重県伊賀南部環境衛生組合	H20.3	18-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 三重県伊賀南部環境衛生組合	H20.3	18-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 三重県桑名広域清掃事業組合	H20.3	18-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整備事業) 島根県松江市	H20.3	19-21	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 山口県山口市	H20.3	19-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。
最終処分場整備事業 福岡県久留米市	H20.3	19-21	<ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果) 	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として実施した。

(1) 公共事業

(1) - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等)

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 財団法人エコサイクル高知	H19.3	H19-21	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 高知県内において管理型産業廃棄物最終処分場がないため・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、19年度補助事業として採択している。
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 財団法人愛知臨海環境整備センター	H20.3	H20-21	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 愛知県内における管理型産業廃棄物最終処分場の不足・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、20年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 3 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業
(PCB廃棄物処理施設整備事業)

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
PCB廃棄物処理北九州2期事業 (日本環境安全事業株式会社)	H19.3	H18-20	<p>必要性: 保管を継続するリスクの解消、国際的取組みとの調和、長期に保管されているPCB廃棄物の早期処理体制構築のために必要。</p> <p>有効性: 人の健康影響の低減、生活環境の保全の観点から有効。</p> <p>効率性: ダイオキシン対策としての費用効率性を3通りの方法で計算し、ごみ焼却施設におけるダイオキシン対策事業と比較する手法を採用。既に行われたごみ焼却施設におけるダイオキシン対策事業の費用効率性は、算定期間を10、20、30年間とした場合、それぞれ173、83、55億円/kg-TEQであり、本事業は、ごみ焼却施設におけるダイオキシン対策事業と比肩し得る程度の費用効率性を有している。</p>	本事業の評価内容を踏まえ、平成18年度補助事業として採択している。

|

(1) 公共事業

(1) - 4 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (廃棄物処理施設における温暖化対策事業)

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 いわて県北クリーン株式会社	H19.8	H20-21	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 産業廃棄物のサーマルリサイクルの推進・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・有効性: 二酸化炭素排出量の削減産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、20年度補助事業として採択している。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 石崎産業株式会社	H20.7	H20-22	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 産業廃棄物のサーマルリサイクルの推進・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・有効性: 二酸化炭素排出量の削減 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、20年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 5 自然公園等事業

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
新宿御苑観賞温室建替工事 新宿御苑管理事務所	H19.12	H20-23	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 絶滅危惧植物の保護増殖、展示及び普及啓発に必要な施設・有効性: 誰でも自然観察や自然体験、自然学習が出来る・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・その他: 自然・地球環境等への配慮がなされている 等	本事業の評価内容を踏まえ、20年度新規事業として採択している。

(2) 新設規制

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
温泉法の一部を改正する法律	温泉の採取への許可制の導入	H19.10	<p>対策費用は生じるが、温泉の採取に伴う災害を防止することは、採取を行う者の当然の責務であり、安全対策を義務づける必要がある。</p> <p>対策の義務付けに当たっては、①可燃性天然ガスが発生していない場所には安全対策を不要とすること、②危険が比較的小さい屋外の設備に対しては数十万円程度しか要しない簡易な対策のみを義務づけること、等により、費用の最小化を図っている。</p>	第168回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年11月26日成立、11月30日法律第121号として公布)
	温泉の掘削の許可基準の追加等		<p>対策費用は生じるが、温泉の掘削に伴う災害を防止することは、掘削を行う者の当然の責務であり、安全対策を義務づける必要がある。これに要する費用は、多くとも数百万円に止まり、数千万円の費用を要する温泉の掘削工事全体の費用に占める割合は比較的小さいものである。</p> <p>なお、対策の義務付けに当たっては、技術的基準をあらかじめ定め、それに適合するもののみを許可することが、規制の明白性等の上で望ましいことから、都道府県ごとの判断による規制に委ねるのではなく、許可要件として法律上規定することが適切である。</p>	
	掘削・採取終了後の措置命令、緊急措置命令		<p>対策費用は生じるが、温泉の掘削・採取に伴う災害を防止することは、掘削・採取を行う者の当然の責務であり、安全対策を行わせる必要がある。</p> <p>行政指導により安全措置を促す手法も考えられるが、この措置命令が行われるのは危険が実際に発生している場合であり、強制力を持って至急措置をとらせる必要があることから、法的義務を課すことが適切である。</p>	
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	愛がん動物用飼料の製造等に関する規制の新設	H20.2	<p>費用分析及び便益分析から、本法に規定する措置により愛がん動物用飼料の安全性を確保することにより得られる便益は大きく、これによる費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものであると言える。このため、本法により愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことが適切である。</p> <p>これまで事業者による自主的な取組は行われているが、すべての事業者に適用されるものではなく、遵守されるべき統一的な基準等を作成することは困難である。このため、すべての事業者に統一的、確実に対応を行わせるためには、事業者の自主的取組に任せるだけでなく、政府による法的規制が求められる。その際、費用対便益を踏まえ、基準の設定等の各種規制は、各都道府県が独自に対応するよりも、国において行われることが望ましい。</p>	第169回国会へ当該法律案を提出した。 (平成20年6月11日成立、6月18日法律第83号として公布)

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	温室効果ガス排出量の報告対象の拡大	H20.3	<p>新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生する。しかしながら、それらの者も含め、排出量の公表により、自主的な取組が促進されることが期待される。このことによる社会的便益にかんがみて、費用対効果の面から有効と考えられる。</p>	<p>第169回国会へ当該法律案を提出した。 (平成20年6月6日成立、6月13日法律第67号として公布)</p>
	植林事業に係る認証された排出削減量の補填手続		<p>義務を負った口座名義人は、森林の滅失等があった場合に当該滅失等に係るクレジットを国に移転することにより失うこととなるが、これはクレジットの裏付けとなる森林が既に滅失し、クレジットとしての価値が失われたものを取り消すという行為であるため、口座名義人が当該義務を負うこととするのが適当である。</p> <p>なお、国が義務を負った口座名義人に代わって補填することとなる場合には、口座名義人が補填のための方法を選択できないこと及び一度国が補填することによって発生した費用を口座名義人に負担させるための手続きに伴い追加的費用が発生することから適当でない。</p>	